



# 旭丘小学校だより

令和6年5月1日  
白山市立旭丘小学校

先日の学校公開では、たくさんの方にご参観いただきありがとうございました。

本校では「自分の考えを持ち伝え合う子」を目指し教育活動を行っています。参観された方に書いていただいた学校公開アンケートには、「みんなげんきにあいさつをして授業を受けているのを見て、感心しました」「子供達が楽しく発言していました」等とありました。成長した姿や楽しく学ぶ姿をご家庭でも話題にしてもらったのではないかと思います。



今後も子供が主体的に自分の考えを伝え合う授業を目指していきます。

【2学年での春の遠足】

## 通学、放課後の安全について

学校では、児童に日々安全について指導しています。通学や放課後等の遊びの際、「自分の命は自分で守る」にはどう行動するとよいのかについて、ぜひお子さんと話し合ってください。日々、指導している内容は、以下の通りです。

- ① 横断歩道を渡る時は、手をあげたり運転手の目を見たりして、自分が道路を渡る気持ちを伝える。  
令和3年4月15日、交通の方法に関する教則の一部が次のように改正、4月16日から施行されています。「横断するときは、手をあげるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるように」と、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促しています。
- ② 細い道から出るときは、一旦止まり、左右を確認してから進む。
- ③ 自転車に乗るときは、ヘルメットを必ず着用し、安全に運転する。  
道路交通法では、13歳未満の子供にはヘルメットを着用させるように努めなければならないと決められています。令和5年4月からは法律が一部改正され、すべての年齢に対して自転車乗用中のヘルメット着用が努力義務化されました。ヘルメットを着用していなかった場合の致死率は約2.1倍高くなるそうです。事故によるけがを軽減するため着用を努めましょう。  
また、石川県自転車条例で自転車保険の加入が義務化されました。自転車の安全利用を進めましょう。

併せて、地域より放課後の遊びについて心配の声が学校に寄せられています。放課後は、ご家庭の責任となりますので安全に気をつけて行動をするようお子さんにお話してください。

- ・道路では遊ばない。(自転車、ローラーのついた乗り物や履き物等)
- ・人の家の敷地内には入らない。(駐車場も敷地内です。)

## 旭丘小学校ホームページについて

旭丘小学校ホームページ「旭丘小Now06」にて学習に関する画像や動画を発信します。

**5月2日(木)より、パスワードを変更**します。以下のログインIDとパスワードにてログインし、ご覧ください。

※ログインID、パスワードの取り扱いには十分ご注意ください。